

平成30年第1回阿波市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成30年2月16日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（20名）

1番 谷 美知代	2番 笠井一司
3番 川人敏男	4番 檜原伸
5番 松村幸治	6番 藤川豊治
7番 吉田稔	8番 森本節弘
9番 江澤信明	10番 松永涉
11番 吉田正	12番 檜原賢二
13番 木村松雄	14番 阿部雅志
15番 岩本雅雄	16番 出口治男
17番 香西和好	18番 原田定信
19番 三浦三一	20番 稲岡正一

欠席議員（なし）

会議録署名議員

12番 檜原賢二	13番 木村松雄
----------	----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 藤井正助	副市長 町田寿人
政策監 木具恵	教育長 坂東英司
企画総務部長 後藤啓	市民部長 三浦康雄
健康福祉部長 安丸学	産業経済部長 阿部芳郎
建設部長 大野芳行	教育次長 妹尾明
会計管理者 秋山雅彦	企画総務部次長 野崎圭二
市民部次長 矢田正和	健康福祉部次長 石川久
産業経済部次長 岩佐賢二	建設部次長 川野一郎
教育次長 湯藤義文	吉野支所長 松原美子
土成支所長 井上百合子	阿波支所長 塩田英司
水道課長 藤川靖人	農業委員会事務局長 阿部守
監査事務局長 阿部仁子	財政課長 稲井誠司

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 那 須 啓 介

事務局長補佐 石 原 かおり

事務局長補佐 大 倉 洋 二

議事日程

日程第 1 市政に対する一般質問

日程第 2 議案第 1 号 平成 29 年度阿波市一般会計補正予算（第 7 号）について

日程第 3 議案第 2 号 平成 29 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について

日程第 4 議案第 3 号 平成 29 年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 5 議案第 4 号 平成 29 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 6 議案第 5 号 平成 30 年度阿波市一般会計予算について

日程第 7 議案第 6 号 平成 30 年度阿波市御所財産区特別会計予算について

日程第 8 議案第 7 号 平成 30 年度阿波市国民健康保険特別会計予算について

日程第 9 議案第 8 号 平成 30 年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 10 議案第 9 号 平成 30 年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について

日程第 11 議案第 10 号 平成 30 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

日程第 12 議案第 11 号 平成 30 年度阿波市介護保険特別会計予算について

日程第 13 議案第 12 号 平成 30 年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算について

日程第 14 議案第 13 号 平成 30 年度阿波市水道事業会計予算について

日程第 15 議案第 14 号 吉野地域福祉センター設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 16 議案第 15 号 市場老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 17 議案第 16 号 阿波市立保育所設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 日程第 18 議案第 17 号 阿波市児童遊園設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 18 号 阿波市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 19 号 阿波市企業立地促進条例の制定について
- 日程第 21 議案第 20 号 阿波市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について
- 日程第 22 議案第 21 号 阿波市工場立地法地域準則条例の制定について
- 日程第 23 議案第 22 号 阿波市空家等対策の適正管理に関する条例の制定について
- 日程第 24 議案第 23 号 阿波市体育施設条例の一部改正について
- 日程第 25 議案第 24 号 市有財産の無償譲渡について
- 日程第 26 議案第 25 号 市有財産の無償貸付について
- 日程第 27 議案第 26 号 阿波市道路線の認定について
- 日程第 28 議案第 27 号 阿波市道路線の変更について

(日程第 2～日程第 28 質疑・付託)

- 追加日程第 1 議案第 28 号 阿波市国民健康保険税条例の一部改正について

(追加日程第 1 質疑・付託)

午前10時00分 開議

○議長（江澤信明君） 現在の出席議員数は19名で定足数に達しており、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある日程表のとおりでございます。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（江澤信明君） 日程第1、市政に対する一般質問を前回は引き続き行います。

まず初めに、17番香西和好君の一般質問を許可いたします。

香西和好君。

○17番（香西和好君） おはようございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、17番公明党香西和好、平成30年第1回定例会での一般質問をさせていただきます。

今回、大きく4点に分けて質問通告をさせていただいております。

1点目に、義務教育の就学援助、要保護児童・生徒の援助費補助金の支給について、現在小学校入学後の支給となっているが、小学校入学前に支給する制度に変えていっては。

大きな2点目に、子育て世帯の負担軽減策について、学校給食の無償化に向けて検討をしては。

3点目に、住民票の写し、印鑑証明書等が全国のコンビニで早朝から深夜、日曜、祝日に取得ができるよう再三要望しているが、その後の調査研究についてお尋ねをいたします。

また、4点目につきましては、前回は質問いたしましたけれども、新婚世帯に家賃補助をしては。また、結婚祝い金を支給しては。

以上4点、質問通告をしております。

まず、質問に入る前に、私ごとではありますが、この場をおかりいたしまして、一言御礼を申し上げさせていただきます。

私は、平成4年3月に旧の阿波町議員になり、本年平成30年で26年、この3月をもって勇退することになりました。これまで香西和好、また公明党にご支援、ご協力、ご鞭

捷をいただきましたことに対しまして、同僚議員、理事者の方、また阿波市民の方に心から感謝と御礼申し上げさせていただきます。大変にありがとうございました。

それでは、通告しております第1点目の質問に入らせていただきます。

ほれでは、再度議長の許可をいただきましたので、質問いたします。

1点目に、義務教育の就学援助、要保護児童・生徒の援助費、補助金の支給について質問いたします。現在、小学校入学後の支給となっているが、小学校入学前に支給してはということでございます。

全国の自治体におきましても、就学後の支給を就学前に支給する制度が国のほうから要請がありまして、就学前に支給する自治体が今ふえております。就学前にはランドセルなど新入学時に必要な学用品の費用は支給されるものの、補助金交付要綱がありまして、国庫補助金の対象に今まで小学校入学前を含まないという、こういう国の要綱がございました。この形にしていたために、多くの市町村で入学後の支給となっており、阿波市も現在入学後の支給となっております。

こうした実情を踏まえ、昨年平成29年3月10日の衆議院文部科学委員会で公明党が政府に対して、国が交付要綱を変えればすぐにできる。早急に検討するよう主張いたしました。そのときに文部科学大臣は、検討を行ってるとの従来の見解から大きく踏み込み、速やかに行いたいと明言し、公明党の主張を受け、国は昨年3月31日付で自治体への補助金の交付要綱を改正し、小学校への入学年度開始前に支給できると明確にいたしました。このことを受け、経済的に苦しい世帯に向けた義務教育の就学援助について、ランドセル購入など小学校入学準備のために多額のお金を用意しなくても済むよう、入学前3か月以前に支給する方針を決めた自治体が、先ほども紹介いたしましたように、全国で広がっております。

国が自治体への補助金の交付要綱を改正し小学校への入学年度前に支給となっても、各自治体の制度を変えないと入学前の支給は実現いたしません。現在の制度を変えて入学前に支給できるよう要望いたしますが、答弁を願いたいと思います。

昨年の先ほど言いましたように3月に交付要綱が変わりまして、すぐ私も全員協議会と思うんですが、行政にお願いいたしまして、この取り組みによって現在既に30年度に導入をする自治体がふえておりまして、阿波市におきましてはもう間に合わないということで、30年度に検討っていうんですか、そういう話も聞いておりますけれども、この辺についての答弁を求めます。

○議長（江澤信明君） 妹尾教育次長。

○教育次長（妹尾 明君） おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、香西議員からの一般質問の1問目、義務教育の就学援助、要保護児童・生徒援助費補助金支給について、現在小学校入学後の支給となっているが、小学校入学前に支給する制度に改正してはとのご質問をいただきましたので、答弁をさせていただきます。

就学援助につきましては、学校教育法の規定により、市町村において適切に実施されなければならないこととされております。市町村の行う就学援助のうち、要保護者への援助に対して、国は要保護児童・生徒援助費補助金により、その経費の一部を補助しております。

昨年3月31日に文部科学省のほうから、先ほど議員もおっしゃられたとおり、この補助金交付要綱の一部改正についての通知がございました。

改正内容の1点目は、新入学児童・生徒学用品等の要保護児童・生徒国庫補助限度額の見直しでございます。小学1年生は2万7400円から4万6000円に、中学1年生は2万3,550円から4万7,400円に単価が改正されました。

2点目は、その新入学児童・生徒学用品等を入学する年度の開始前に支給した場合も国庫補助対象になるように改正されました。支給単価につきましては平成29年度から本市においても改正実施をいたしました。支給日につきましては、入学後の5月1日から5月31日までの間に保護者から申請をしていただき審査を行い、7月1日の認定日後の支給となっているのが現状でございます。仮に支給日を入学前に変更した場合、3月に支給したが4月初旬に転出された場合、転出前の市町村で返還を求めるのか。また、他の市町村間でどのように連携していくのかなどの課題が出てまいります。

こうしたことから、昨年県下8市で協議をいたしましたところ、連携をとりながら入学前支給に向けて検討をしていきたいという意見がたくさんございました。そこで、阿波市におきましては、必要な援助が適切な時期に実施できるよう、他市町村と連携しながら、申請時期、申請方法や二重に支給されないように保護者への注意事項を含んだ周知方法などを検討いたしまして、平成31年度の新入学生には入学前の支給ができるよう前向きに取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 香西和好君。

○17番（香西和好君） ただいま次長から答弁いただきましたが、前段述べましたように、国は昨年29年3月31日付で自治体への補助金交付要綱を改正し、先ほどと同じ質問になりますが、小学校への入学年度開始前に支給できると明確にしたことが契機となって、小学校入学準備のために多額のお金を用意しなくても済むよう、2018年、平成30年度から入学前に補助金を支給している自治体が全国でもう既にふえております。阿波市も、本年30年度には実施できないが、ただいま答弁をいただきましたが、平成31年度の新入生にはぜひとも入学前に支給できるよう、実施できるよう要望して、この点の質問を終わります。

（7番 吉田 稔君 入室 午前10時14分）

次に、2点目でございますけれども、子育て世帯への負担軽減策について質問をいたします。

少子化対策や貧困家庭の食の安全網としても注目される中、その費用を無償化する動きが全国で広がっております。既に無償化を実施しているある市では、子育て支援を通じて定住や移住促進につなげようと、2016年度から小学校給食の無償化の実施に至った経緯について、このように話されております。

合併後も人口減少が続き、児童数も年々減っている危機感から、少子化対策推進本部を設置。本部では子育て世帯の負担軽減策としてランドセルや制服などの購入費用の助成も候補に上がったが、最終的に児童全員が平等に恩恵を受けられ、心身の健全な成長につながる給食費の無償化に決めたと言われております。

また、4人の子どもを育てる主婦は、教育費がかさみ、家計のやりくりが大変な中で負担が減り、とても助かるとの話もあります。また、子どもたちにも感謝の心が芽生え、食べ物を残さず食べるようになったとの意識変化も生まれているという声もあります。

また、市当局の教育委員会の担当者は、市民へのアンケート調査では、学校給食無償化に対して多くの市民から高い満足度が得られた。また、地域全体で子どもを育てるという無償化の趣旨を今後も丁寧に伝えていきたいと話されております。

以上のようなことを踏まえた上でのことから、阿波市も子育て世帯の負担軽減策として学校給食費の無償化に向け検討してはと要望いたしますが、お尋ねをいたします。既に今日の朝刊の1面にございましたけれども、（新聞を示す）三好市が小学校、中学校でなしに、まず中学校から給食費の無償化ということでの記事がありました。全国津々浦々に給食費の無償化をする自治体町村が今広がっております。そうした意味から、今後において

阿波市の給食費無償化に向けたこの検討をしてはという質問に対しまして、答弁をお願いいたします。

○議長（江澤信明君） 妹尾教育次長。

○教育次長（妹尾 明君） 議長の許可をいただきましたので、香西議員からの一般質問の2問目、子育て世帯の負担軽減策について、学校給食費の無償化に向け検討してはとのご質問いただきましたので、答弁をさせていただきます。

阿波市学校給食センターでは、現在学校給食費として、小学校は1食247円、中学校は1食268円を保護者からご負担いただいております。この金額は、県内の学校給食費では、補助実施自治体を除くと、最も低額となっております。

さて、学校給食費の経費負担は、学校給食法及び施行令により、学校給食の実施に必要な施設や給食従事職員の人件費などについては学校の設置者が負担することとされております。それ以外の経費につきましては保護者の負担とすると定められておりますが、本市では保護者負担を軽減するため、調理に係る光熱水費などについても市が負担し、食材購入費のみを給食費として保護者の皆様にご負担をいただいております。

この限られた給食費の中で、子どもたちの心身の健全な発達に資するために、栄養摂取基準を満たしたバランスのとれた行事食や伝統食などの多様な食の献立、阿波市の特性を生かした阿波市産の新鮮な農産物を使った地産地消の推進に引き続き取り組んでいるところでございます。しかしながら、全国では一部の自治体において、保護者負担を無償とする、あるいは補助するという独自の支援の取り組みを行っている自治体があることから、文部科学省では今年度初めてその実態を把握するための学校給食費無償化等調査が実施され、その結果は今年度末までに公表される予定となっております。

仮に本市で学校給食費の無償化に取り組む場合には、小・中学生約2,700人分およそ1億3,600万円の予算が必要となります。この財政負担について毎年経常的に続くことを鑑みますと、将来にわたる財政運営に与える影響は非常に大きいものと思われま。今後、給食費の無償化につきましては、学校給食費無償化等調査の結果も参考にし、十分な議論が必要と考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 香西和好君。

○17番（香西和好君） 学校給食費を無償化する動きが全国に広がり始めていることから、文部科学省は17年度から公立小学校、中学校の給食費無償化に関する全国調査を



実施しております。先ほど次長が述べられたとおりでございます。この調査を提案した公明党は、平成17年度に行った政府への提言の中で、全小・中学校における完全給食の実施と地方自治体における学校給食費の無償化支援を要請しております。

また、子どもの貧困などを研究する跡見学園女子大学の馬咲子教授は、学校給食無償化の効果について、このように話されております。学校給食は、経済的に困難な家庭が申請すれば、就学援助制度などから支給される。しかし、貧しい子どもだけが給食の支援を申し込む方式は、貧困のレッテル張りにつながり、子どもの自尊心を傷つける。経済的な理由で生じる子どもの食生活の格差は非常に大きい。無償化にすれば、周囲の目を気にして就学援助などを受けることをためらっていた家庭でも給食の未納問題がなくなり、貧困のレッテル張りも避けられる。栄養格差も縮まり、子ども同士の格差も小さくなる。どんな状況であっても、子どもの心身の成長に直結する給食に費用を惜しむべきではないと、このように話されております。

先ほどの次長の答弁では、給食の無償化については、学校給食無償化等調査結果を参考にしながら、今後十分に議論が必要との答弁でございます。今後、給食費の無償化に向けて調査研究を強く要望して、この2点目の子育て世帯の負担軽減策についての質問を終わります。

続きまして、第3点目の質問に入ります。

この質問には過去から本日まで5回目の質問となっております。理事者の方、同僚議員の方も既に十分ご承知と思いますが、もう最後でございますので、質問を改めて通告させていただきます。

マイナンバーの個人番号を使って、住民票の写し、印鑑証明書等が全国のコンビニエンスストアで早朝から深夜、日曜、祝日に取得ができるよう再三要望しているが、その後の調査研究、また結果はについて質問を通告させていただいております。

まず、マイナンバーについて再度確認をさせていただきます。あえてこの質問は、市内のケーブルテレビ等で放映されておりますので、また認識が深まるのではないかと改めて再度紹介させていただきます。

マイナンバーは、小さな赤ちゃんからお年寄りまで、日本の国に住民票がある全ての人に割り当てる12桁の番号で、住所変更や結婚をしても変わらず、一生にわたって使うものであります。マイナンバーは、国や市町村などの関係機関が管理する個人情報1つの番号で結びつけられ、情報の照合や呼び出しが容易になります。これまでの本人確認は

住所、氏名、生年月日、性別によって識別をしていましたが、マイナンバーを使えば番号1つで本人確認ができ、非常に便利になっております。マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の行政手続の際に使い、具体的には年金や雇用保険の資格取得や確認、給付、児童手当や生活保護などの給付を受けるときや確定申告などの納税、税手続の申請書などに記載を求められます。

この点についても再三申し上げましたけれども、マイナンバーは通知カードと個人番号カードの2つの種類がございます。通知カードは、12桁の番号のみで、マイナンバーを証明する書類として利用することができるが、本人確認のときの身分証明書としては使うことができず、各種手続の際には車の免許証、保険証等の提示を求められております。個人番号カードは、マイナンバー12桁の番号と本人の顔写真がカードに表示されており、このカード1枚でマイナンバーを証明することができるし、本人確認の身分証明書としても利用ができ、非常に便利になっております。このような内容からして、私は行政に対して、個人番号カードの取得を阿波市民に呼びかけてはと再三要望をしております。

その個人番号を取得した上において利用できるのが、私が再三質問しております全国のコンビニエンスストアで住民票の写し、印鑑証明書、戸籍の謄本、抄本、写し等が早朝から深夜、日曜、祝日に取得ができる市民サービスを実施する自治体が現在もふえつつあります。

また、全国に広がる中、徳島県下においても、三好市が平成26年2月、藍住町が平成28年1月から、松茂町が平成29年3月から、板野町が平成29年4月から、徳島市が先日も新聞に掲載になっておりましたけれども10月から、それと美馬市が今年6月サービスを開始する予定となっております。また、鳴門市も2月10日土曜日付の徳島新聞にも掲載になっておりましたけれども、コンビニで証明書交付、鳴門市、来年度から開始と、全国で取得できるサービスを。そしてまた、この端末機というものを利用すればすぐ個人番号カードで取得できるんですが、この端末機を市役所に設置する検討をしてるっていう、このような内容も、鳴門市ですよ、来年度鳴門市が導入するとなっております。そうしたことから、私は再三要望しておりました。

まず、市民の方に通知カードでなしに個人番号カードを取得するようにといろんな施策を講じて県と歩調を合わせていろんな形でその周知をしてる中で、結果は出ているそうでございます。ほんで、この周知期間の前の答弁で、何か月か期限が切られて、12月ぐらいでそのキャンペーンっちゃうんですか、そういう周知の仕方をもう終わってるような

感もいたしますけれども、これはそういう結果が出ておりますので、また再度いろんな形で連携とって、一人でも多くの方が便利なこの個人番号カードを取得するように周知をお願いしたいと思います。

また、今後印鑑証明、また健康保険証等がこの個人番号カード1枚に集約されると、後々またそういう研究をされとんですが、そういう形になると言われてる、1枚のカードに保険証、印鑑証明の形の取得が。それができると、1枚に。ほれを1枚にするためには、通知カードではできないんです。写真入りのこの個人番号カードでなければ、1枚のカードにいろんなその印鑑証明とか、そういう保険証とかは集約できないようになっておりますから、私はあえて、あえて言うんですが、これからの未来を、阿波市を背負う若者たちにまず周知をするように呼びかけてほしいと、これも再三お願いしております。

そういうことで、前回の質問に対しまして再度調査研究をしていきたいと、このような答弁をいただきました。そういうことで、そのときの、それからの今日までにおける調査研究等踏まえて答弁を求めたいと思います。

○議長（江澤信明君） 三浦市民部長。

○市民部長（三浦康雄君） 議長の許可をいただきましたので、香西議員の一般質問の3番目、住民票の写し、印鑑証明書等が全国のコンビニで早朝から深夜、日曜、祝日に取得ができるよう再々要望しているが、その後の調査研究結果はというご質問に答弁させていただきます。

まず、マイナンバーについてご説明いたします。

行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平公正な社会を実現するために平成28年1月から始まったマイナンバー制度は、昨年秋から情報連携、マイナポータル、子育てワンストップサービスの本格運用が開始されております。本市のマイナンバーカード交付状況は、本年1月末現在の概数で、申請件数が3,384枚、約8.8%、交付件数は2,703枚、約7%となっております。申請と交付との差が681枚ありますが、内訳は地方公共団体情報システム機構での処理中が331枚、市民課窓口にとりに来られていないものが350件でございます。今後は利用方法の拡大が検討されており、市民の皆様が利便性を実感していただくためには、さらなる普及が必要となっております。現在マイナンバーカードの利便性向上や一億総活躍社会の実現に向けた女性の活躍推進を目指すため既存の住基システム等の改修を行っており、希望者にはマイナンバーカードに旧姓等と本名が併記できるようになります。

また、昨年9月から12月末まで県との共同で実施したマイナンバーカード普及促進キャンペーンでは、カード申請件数がキャンペーン開始前の直近4カ月と比較してキャンペーン終了時には約3倍となるなど、大きな成果を上げております。今後におきましても、引き続き普及啓発を重ねてまいりたいと考えております。

さて、香西議員のご質問、住民票の写し、印鑑証明書等が全国のコンビニで早朝から深夜、日曜、祝日に取得ができるよう再々要望しているが、その後の調査研究結果はについて答弁させていただきます。

全国でコンビニ交付サービスを行っている市区町村は、地方公共団体情報システム機構の調べによりますと、昨年7月3日時点で428の自治体の実施しており、全国の1,741団体に占める割合は約25%となっております。本県ではご存じのとおり2市3町が導入しており、また来年度には美馬市、鳴門市が開始する予定でございます。既にシステムを導入している県内自治体のコンビニでの交付件数は、導入して間もないこともあり、各自治体とも月平均20件程度とのことです。コンビニ交付サービスにつきましては、もちろん利便性はありますが、各自治体の年齢別の構成割合や生活スタイルの違いなどにより、一律には導入効果が図れない部分もあるのではないかと考えております。

次に、導入費用についてでございますが、コンビニ交付サービスを始めるためには、まず機構とのシステムの構築が必要となってまいります。この初期導入費用につきましては、交付できる証明書の種類数によって異なってまいります。住基関係のみを実施した場合、約3,000万円が必要でございます。

次に、維持管理費として、本市の電算システムのコンビニ交付サービス利用料が年間約420万円必要でございます。また、機構への運営負担金は年間220万円となっており、交付手数料については1件当たり115円で、年間のランニングコストを試算いたしますと毎年約660万円が必要となります。費用対効果、また将来負担も考えますと導入は難しいものと考えますが、県下他市町村の動向も注視しながら、今後は住民ニーズの調査等についても研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 香西和好君。

○17番（香西和好君） 再問いたします。

ただいま私のほうからいろいろ全国の事例、また県下の事例をお話しさせていただきました。紹介をさせていただきました。

2点ほどちょっと質問させていただきます。

昨年9月から12月までの間に県と共同で実施した通知カードから個人番号カードへの取得推進をされて、結果が出ております。申請件数では403件、3倍つつったんですかね、交付件数が355と。キャンペーンの結果だと思います。ほして、これも今やってないと、9月から12月までしかやってないと思うんですが、これをまた再度こういうキャンペーンを実施して、このサービスを取得の周知をお願いしたいと、1点目ですね。

それと、私も今回までくどいようですがいろんな事例をして、これからの時代には何ともしてもいろんな手続とかの関係で個人番号カードが必要となってきます。今現在どのような形で本人確認されとんのか、窓口で。わからんですか。ほんで、今は住所、氏名、生年月日というても、本人確認といったら大体保険証とか、免許証持っとったら免許証はもう一番ですわね。そういう形で見せてくださいと、そういうような形の本人確認があるんですが、それはさておいて、この9月から12月までで終わった周知期間、再度その個人番号取得のキャンペーンなりを行っていただいて、個人番号の取得を市民の方に呼びかけていただきたいと思う、それについてですね。

なかなか今回の質問の中で、大体内容はよう似た答弁でございます。全てですね、内容が。毎回。もっと進展っちゃうか、検討した調査結果が前向きな形で答弁いただけるかと思っておりましたけれども、大体よく似た答弁でございました。

財政的に厳しい中でも、もう全国的にも県下でもさっき紹介した、できてきよんです。ちなみに、吉野川市ができたら、もう西は隣接の美馬市でしょう。吉野川市ができたと仮定したら。阿波市はその時点でどういう対応するか。それでもしないのか。なかなか美馬市ができて、吉野川市ができたと仮定しても、阿波市ができてなかったら市民の方はどういう思いをするかっていうのを考えて、そういう点も踏まえてその周知を徹底していただきたいと。この1点だけ答弁。

○議長（江澤信明君） 三浦市民部長。

○市民部長（三浦康雄君） 議長の許可をいただきましたので、香西議員の再問に答弁させていただきます。

まず、キャンペーンを引き続き行っていただきたいというご要望でございますが、このキャンペーンで直近4カ月の3倍の申請があったということで、このキャンペーンと同じものを引き続きしていきたいと考えております。

それと、マイナンバーカードを使ってコンビニで住民票等の交付が受けられるのは非常

に便利であると考えておりますが、導入に当たっては多額の費用が必要となります。また、導入費用が自治体によって違っておりますけれども、それぞれの自治体の既存システムが異なっているため、当然費用も違っております。本市においては、住基関係と戸籍関係、これは別システムとなっております。このため、先ほど申し上げました住基関係に加えまして、戸籍関係に係る経費も必要となります。両方を導入する場合の経費は、導入時に約5,200万円、年間の維持管理費は約930万円となります。本市でのこのシステム導入は、費用対効果、また将来負担も考えますと、極めて難しいものであると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 香西和好君。

○17番（香西和好君） ただいま再問の答弁で部長は答弁されましたが、厳しい財源言うたらもう何もできんし、その厳しい財源の中でも、全国でもそういう日祭日、祝日、市民が本当に助かるサービスを実施しております。県下でも実施しております。今後十分に検討をしていただきたいと思っております。

キャンペーンについても、その個人番号取得の。これも結果が出ております、三百何件って。やった結果が。やらなかったらもっと数字が下がるんですが、出ておりますので、ぜひ機会見つけてまたそういうキャンペーン等を実施していただいて、周知を徹底していただきたいことをお願いして、この点の質問を終わります。

それでは、最後に4点目の質問に入らせていただきます。

若者結婚新生活支援について質問をいたします。

若者支援、子育て支援の充実は、深刻な人口減少問題、少子化問題等を解決していく一番の手立だと考えます。若者が結婚しない理由として、結婚資金、結婚のための住居、結婚してからの出産、子育て、教育に係る経済的負担等が上げられております。全ての結果で一に上げられたのが経済的負担と言われております、あらゆる角度から調査した結果が。

また、国を初め、各自治体は独自のさまざまな支援策を講じて、若者が結婚しやすい、子どもを産み育てやすい環境づくり等、必死になって取り組んでおります。前回でも紹介させていただきましたが、国の国立社会保障・人口問題研究所の調査では、結婚をしたら何が障害になるかとの問いには、結婚資金との回答が一番に上げられ、次に結婚のための住居等、さまざまな理由が上げられているが、全て経済的な理由で結婚しない若者

が多いのが実態であります。

また、行政に対して実施してほしい取り組みを聞いたところ、結婚や住居、子育てに対する資金の貸与や補助事業、支援事業が求められております。このような内容からして前回の質問で、家賃補助について、既に隣接の吉野川市が月額1万円を24カ月支給。また、石井町におきましても同じ要件で家賃の補助を実施しておるので、あえて私も、阿波市も若者支援事業としてこの事業を実施してはと要望いたしました。今回も同じ内容の質問でございますが、新婚世帯に家賃の補助とあわせて結婚祝い金の支給についてお尋ねをいたします。

○議長（江澤信明君） 三浦市民部長。

○市民部長（三浦康雄君） 議長の許可をいただきましたので、香西議員の一般質問の4番目、若者の結婚生活支援についての1点目、新婚世帯に家賃の補助をしては及び2点目、結婚祝い金を支給してはについてあわせて答弁させていただきます。

経済的な悩みで結婚に踏み出せない若者に新生活を経済的に支援することで婚姻数の増加につなげ、ひいては出生数の増加につなげる結婚新生活支援は、大変重要な施策であると考えております。本市では、結婚、妊娠、出産、育児、教育に至るまで切れ目のない支援を実施することで、若い世代が安心して阿波市で結婚し、子育てできるよう、各種事業を実施しているところです。

具体的な事業としては、市民課では現在出産祝い金の支給を行っており、また若い世代の移住、定住者の動機づけや子育て世帯に係る負担の軽減を図ることを目的に、新婚、子育て世帯への住宅取得奨励金事業を検討しているところでございます。

次に、特定不妊治療に要する費用の一部を助成する阿波市スマイルファミリー不妊治療応援事業も行っております。また、来年度から、妊娠して流産や死産を繰り返す不育症の治療費の一部を助成する不育症治療費助成事業を県内で始めて実施する予定となっております。

また、子育て支援サービスの充実につきましては、児童が病気の際に一時的に保育を行う病児・病後児保育を行う施設を昨年度阿波地区に開設したのに続き、土成地区にも開設し、働く保護者の支援を行っております。

あわっ子はぐくみ医療費助成制度につきましては、これまで中学校修了までが助成対象となっておりましたが、昨年10月より18歳の誕生日を迎えた年度末まで対象を拡充し、所得に制限なく自己負担をなくし、安心して子育てができる環境づくりに取り組んで

いるところでございます。

このほかにも、保護者等が日中家庭にいない小学生に対して適切な遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブを市内10カ所に設けるとともに、在宅の子どもや保護者が集い、交流や子育てに関する相談を行う子育て支援センターを市内4カ所に設置しております。

また、ファミリー・サポート・センターでは、放課後児童クラブや保育所などへの送迎を保護者にかわって行うなどの相互援助活動を行い、保護者が安心して働けるための支援も行っております。

加えて、妊産婦が安心して出産、育児ができるよう、食事の準備や買い物などの家事援助や育児援助を行う子育て応援ヘルパー派遣事業を社会福祉協議会に委託を行い、実施しております。

さらには、県内全小学校に英語講師を配置し、重点的に英語活動の充実を図っており、本年度は幼稚園、認定こども園においても英語に触れる機会をふやすことで幼児期からの英語に対する興味と意欲の向上を図っております。

今後におきましても、香西議員からいただきましたご提言も参考にしながら、引き続き関係部局と連携し、結婚、妊娠、出産、育児、教育に至る切れ目のない支援に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 香西和好君。

○17番（香西和好君） 再問いたします。

ただいまの部長の答弁の中で、出産祝い金の支給を行ってるという答弁がございました。これにつきましても、再三っていうんですか、もう何回も旧町時代、旧町時代です、これ。安友町長時代と思うんですが、藤井市長も町田副市長もご存じと思うんです。再三要望して、今この制度が継続になってます。1人目に3万円、2人目に5万円、3人目に10万円、4人以降は20万円っていうこの制度、今は引き継いでおりますけど、非常に若者は喜んでおります。これ旧町時代から引き継いでる。この制度の導入に当たっても、再三要望してできた制度です。私も誇りに思ってます。これ続けていただいでる。

そして、もう一つの答弁の中で、子育て世帯に係る負担の軽減を図る目的に、新婚、子育て世帯への住宅取得奨励金って、これ私も余り、初めて聞いたかなと思うんじゃないけど、勉強不足で。これですね、この内容、住宅取得の奨励金事業を検討していると、こういう答



弁があるんですが、これ詳しくどのような内容の事業を検討してるのか説明を、あるんです、ここ内容を検討してあるの。うとうとんですが。

(「議長、休憩じゃあ」「休憩」と呼ぶ者あり)

○議長(江澤信明君) 小休いたします。

午前10時51分 休憩

午前10時53分 再開

○議長(江澤信明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤井市長。

○市長(藤井正助君) ただいま部長のほうから、新婚、子育て世帯への住宅取得奨励金事業を検討しているという答弁をさせていただきました。

今現在、部長のほうから答弁したとおり、子育てするなら阿波市というキャッチフレーズのもと、いろいろな子育て支援施策を展開してきとんですけれども、その中で必要なもので余り効果のないものっていうんもあるかもわかりません。そういうなものを検討しながら、今後におきましては新婚、子育て世帯への住宅奨励金ということで、結婚して住宅を取得した場合、ある程度の期間、これもあくまでも案なんですけれども、固定資産税の減免等々を考えてみたらどうかという案は今検討しておるところでございます。

しかしながら、先ほど言うたように、財政状況、いわゆるこの後笠井議員からも質問があると思いますけれども義務的経費が上がってるがどうなのとか、いろいろ扶助費の予算額の高騰もありますので、そこらあたりは慎重に検討してみたい、そういうふうな、さっき説明したとおり、新婚、子育て世帯への住宅取得をした場合、年間の固定資産税の全額とはいきませんが、ある程度減免したらどうかっていうふうな意見もあるということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長(江澤信明君) 香西和好君。

○17番(香西和好君) ただいま答弁をいただきました。

私は、先ほど通告しております2つのこの質問通告の答弁が前向きな答弁でいただけるかなと思ったけど、なかなかよう似た毎回の答弁でございまして、非常に財政的に厳しいと、そう踏まえておりました。ほして、あえてこの答弁、部長からいただきましたこの変わった形の住宅取得奨励金ですか、これを実施するような方向で進んでいるかなと、非常に喜んでおりました、実は。ええんです、ほれで。補助金、住宅のね、住宅、家賃の補助をしなくても、そっちに回していただいたら市民は納得していただけます。しかし、検討

しようかというような私は内容の答弁でなかろうかと解釈しております。

いずれにいたしましても、私の質問全て財政的な面でなかなか実施に向けて厳しい質問の内容でございました。しかしながら、全国でも人口減少、少子化問題、非常に重点施策のとにかく一つに上げられて、国も地方自治体もあらゆる手立を講じて取り組んでおるのが現状でございます。財政的な財源言うたらもう何もできません。

そういうことで私は、県下でも、重複をしますけど、先ほどいろんな支援事業が出てきております。ほんで、各隣接の市町村と歩調を合わせて、吉野川市できてうちにないって言うたら、なかなか一般の若者は少し、その内容的にはすばらしい、充実したこれ答弁の中で支援策講じておりますけれども、我々だけで認識して、なかなか末端の若者までこういう支援をしとんだなってことは目に見えてこないのが実態でございます。

一つとってみれば、乳幼児の医療費の問題、これ28年から中学校まで拡充して、また藤井市長が市長になってすぐ高校生までって、これ非常に喜んでおります。こういう形で市民が、若いも古いも関係なく、ああ、すごいなってちゅうこと目に見えとんですから、充実した内容をずっと答弁いただきましたけど、そういうことでこれからのとにかく避けて通れない人口減少問題、少子化問題を解決するために、あらゆる手立を加えて支援していただけるよう強く要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（江澤信明君） これで17番香西和好君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（江澤信明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番松永渉君の一般質問を許可いたします。

松永渉君。

○10番（松永 渉君） 10番松永渉、議長の許可を得ましたので、一般質問を始めたいと思います。

まずは、平成30年の当初予算について質問をします。

1点目は、予算の中で、子育て支援、それから教育支援、それから若者支援、高齢者支援について新たな事業や拡充する事業は何なのか。また、統廃合、縮小する事業は何なのか。また、それぞれの各施策について今後の最優先課題となるのは何なのか答弁を求めま

す。

2点目の藤井カラーを予算にどう反映したかの質問については、他の多くの議員が質問されてますんで、通告はしていますが、答弁は求めません。

以上、お願いします。

○議長（江澤信明君） 後藤企画総務部長。

○企画総務部長（後藤 啓君） 議長の許可をいただきましたので、松永議員の一般質問の1問目、平成30年度予算についての1点目、当初予算と今後の課題ということで質問をいただいておりますので、お答えをさせていただきたいと思います。

初めに、30年度予算の中で、子育て支援、教育支援、若者支援、高齢者支援についての新たな事業や拡充する事業、また統廃合、縮小する事業についての各支援ごとの主な事業についてお答えをさせていただきます。

まず、子育て支援では、これまで不妊治療に対する助成を行ってきましたが、この事業に加えて、県下で初めての不育症の治療に要する費用の助成を盛り込んでおります。教育支援では、拡充する事業として、学力向上推進講師派遣事業をさらに充実するため小学校2校に1名の学力向上推進講師を派遣しておりましたが、30年度からは各小学校に1名ずつ配置し、学力向上を図るための事業やICT教育機器の環境整備費などを盛り込んでおるところでございます。

また、子育て支援、教育支援に共通する統廃合事業として昨年2月に策定した阿波市保育所・幼稚園等施設整備計画に基づき、現在ある保育所6施設、幼稚園6施設を集約し、幼保連携型認定こども園6施設へと整備する認定こども園整備事業においても、平成32年4月の供用開始に向けた予算を計上しております。

若者支援では、阿波市の将来を担う人材を育成するため、阿波市総合戦略事業であるリーダー育成支援事業を実施してまいりました。これまで地域リーダーとしての必要な知識を学ぶとともに、塾生みずからが本市の資源を生かした事業計画を検討してきており、当初予算ではこの事業計画を実行に移すための予算を計上しております。

次に、高齢者支援では、新しい事業として、地域で高齢者を支えていく体制を構築するため、本年4月から生活支援コーディネーターを1名配置した上で、協議体を設置し、高齢者の活躍の場や居場所づくり、新しいサービスの創出に向けた生活支援体制整備事業を予算化しております。

次に、各支援ごとの今後の課題についてであります。子育て支援についてはさまざま

な子育て支援策を進める中でも、特に支える人材の確保が喫緊の課題となっております。市といたしましても、ハローワークや大学等にも依頼するとともに、労働条件の改善や環境改善に努め、保育士の人材確保を行っているところであります。

今後急速に進む少子化に対応するためには、結婚、妊娠、出産、育児、教育に至る切れ目のない支援を市全体で行うという視点に立ち、関係機関とも連携し、子ども・子育て支援を総合的に推進していく必要があると考えております。引き続き、子育てするなら阿波市のキャッチフレーズのもと、市ならではの子育て支援策を実施し、阿波市で住みたい、阿波市で住んでみたいと感じられるまちづくりを推進していきたいと考えております。

教育支援では、現在実施している幼稚園、小学校英語活動事業やICT機器などを活用した情報教育をこれまで以上に推進していきたいと思っております。そして、確かな学力を身につけ、ふるさと阿波市に誇りを持ち、グローバル社会を生き抜くために必要で豊かなコミュニケーション能力を育むための学校教育をさらに充実させていく必要があると考えております。

若者支援では、阿波市で生まれ育った子どもたちが進学などで阿波市を離れても、また阿波市に戻ってきたいと思える取り組みをさらに充実強化していく必要があると考えております。本市におきましては、雇用促進緊急助成事業や奨学金等返還支援事業などの実施により、新規学卒者やUターン者などの正規雇用の場を確保するとともに、若者の定住促進に取り組んでいるところであります。

また、若者支援も含め、近年の働き方改革に注視した非正規職員の処遇改善として臨時賃金の見直しなどを協議し、職種、業種別に改善した予算を盛り込んでおります。具体的に一例を挙げますと、保育教諭の臨時賃金は昨年10月に日額8,200円から9,000円に、30年度においては担任する臨時保育教諭に対しましてさらに500円の賃金を加算するなど、処遇改善を行っております。

最後に、高齢者支援では、今後想定されている少子・高齢化社会の到来に向け、国においては高齢者の再就職支援の充実や強化を図るため、雇用環境の整備に取り組む企業への支援を充実するとともに、生涯現役社会の実現に向けた施策を行っております。また、高齢者が安心して再就職支援を受けられることができるよう、全国の主要なハローワークにおいて再就職支援の充実強化を行っております。本市の身近にある取り組みとしては、シルバー人材センターにより地域での高齢者の多様なニーズに応じた職業機会が確保され、地域

で働ける場が拡大しているところでもあります。今後もこうした国の施策と連携しつつ、高齢者の就労を支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 松永渉君。

○10番（松永 渉君） 答弁をいただきました。

新しい事業については、本当に職員の皆さんの企画立案能力の向上を感じました。ただ、1つ気になったのは、やっぱり人口も減少していきます。それから、職員も削減していかなければならない状況であります。新しい事業を毎年提案するのはいいことなんですけど、同時に事業成果をしっかりと検証して、事業の統廃合、縮小もしっかりと取り組むべきだと思っております。

それから、今後の課題ですけども、子育て支援、教育支援、本当に阿波市、県下トップクラスです。すごいなと思います。我々が生まれた時代と比べると、本当に充実してます。ただ、実際にじゃあその成果が出ているかっていうと、阿波市で一番生まれていたときは年間1,000人以上生まれてます。今は220人ぐらいです。これからまだそれよりも減ります。したがって、さっき香西さんも言われたように、いろんなお金で、お金をくれないと子どもを生まないとか結婚をしないっていう部分もあるんだろうけど、むしろ今から20年後の親育て、気持ちの問題、親育て教育とか支援に取り組んでいくべきだと思っております。

それから、若者の支援については、仮想通貨みたいに資本主義社会では金が金を生み、格差社会が広がってます。もちろん、国の言うように、同一労働同一賃金はやらなければなりません。それと同時に、それだけでは格差は縮まらないので、市としても行政サービス事業については所得の再分配機能を持った施策を今後検討していくべきだと思う。

それから、お年寄り、僕ももうお年寄りなんですけど、年金は減されてくるし、保険料とか負担どんどん今ふえてます。生活苦しくなってますんで、端的に言うと生涯現役なんていう、働けよ、働けよ、今まで一生懸命働いてきたのに、働けよっていう状況になってる中で、やっぱり就労支援、特にこれから生活するために稼がなきゃならない、お年寄りも。就労支援を充実させるべく、特に私もそうなんですけど、年とともに知力、体力、能力落ちます。だから、そういう多様なニーズに合った就労支援を今後は取り組んでいただきたいと思います。今言うたようなことについて今後取り組んでいただける

ように要望しておきます。

そして、次の質問に移ります。

阿波市公共施設等総合管理計画について質問をいたします。

1点目には、今個別管理計画が今年度つくられています、進捗状況はどうなっているのか。2点目には、総合管理計画の中の基本方針、6つぐらいあると思いますが、基本方針に向けての具体的な取り組みと成果目標がどうなってるのか答弁を求めます。

○議長（江澤信明君） 後藤企画総務部長。

○企画総務部長（後藤 啓君） 議長の許可をいただきましたので、松永議員の一般質問の2問目、公共施設等総合管理計画について2点の質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきますと思います。

最初に、1点目の個別管理計画の進捗状況についてお答えをさせていただきます。

阿波市の公共施設については、平成27年度末で372の施設を保有しているところでございます。このうち、ほぼ半数の建物については、昭和56年の建築基準法改正以前に建てられた建物となっております。学校施設のように耐震化工事を行ったものも含まれておりますが、それ以外の建物については耐震性が確保できていない可能性があることや建築から30年以上が経過し、老朽化が目立つようになってきたなどの問題を抱えております。老朽化した施設については、市民の安心・安全を確保するためにも、適切な改修、更新を行っていかなくてはならないと考えてはおりますが、今後も厳しい財政事情が続く中、人口減少や社会環境の変化による公共施設へのニーズの変化も考えつつ、これらの改修、更新、統廃合を計画的に行っていくことが必要であると考えております。

平成27年度末に策定しました阿波市公共施設等総合管理計画では、公共施設のみならず、同じく老朽化が問題となっている道路、橋りょう、上水道といったインフラ施設も含めて、今後の管理に関する総合的な基本方針を定め、公共施設については3点の基本方針を定めております。

まず、1点目として、既存施設を最大限に有効活用する。2点目として、新規施設の建物は必要最小限にする。3点目として、施設延べ床面積の縮減を進めるとの基本方針を定めたところでございます。

ご質問のありました阿波市公共施設個別管理計画は、この基本方針の内容を推進するものとして平成28年度より契約管財課において取り組んでおるところでございます。この計画は、阿波市の公共施設のうち、既に計画を策定している公営住宅、水道や農業集落排

水の建屋といったインフラの側面が強い施設を除いた269施設を対象とし、老朽度、コスト、利用状況や位置関係の調査を行った上で、それぞれの公共施設ごとに今後どのような取扱方針とするかを定める計画となっております。

この計画策定に当たっての工程についてであります。まず平成28年度では、現地での調査を主に行い、建物の破損や老朽度の確認を行い、それと並行して資料収集を行っております。平成29年度では、各部署の施設担当で構成するプロジェクトチームを立ち上げ、メンバーとなった職員は市全体の公共施設の現状の説明を行い、計画の目的を再度認識した上で主体となり、施設のコストや利用状況について調査を行ったところであります。

この調査結果に基づき、各施設分類で分析を行い、同時に施設所管課へのヒアリングも実施し、計画案の作成を行いました。現段階では、この計画案の策定までできており、今後市幹部職員で構成する公有財産処分等検討委員会にて協議を行い、正式な市の案として決定したいと考えております。その後、市民の方に対してのパブリックコメントを募集し、意見をいただいた上で、本計画を策定する予定としております。策定については、今年度末を目標とし、計画期間は平成30年度から20年間とする予定としております。

公共施設の全てを一度に対応することは、人的、財源的にも困難であると思われるので、5年ごとの期間に区切って対応をとることとし、また長期間の計画となることから、進みぐあいや情勢の変化にも対応できるよう、実施、評価、チェック、見直しを行い、計画内容と実情が乖離しないように取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、2点目の基本方針の具体的取り組みと成果目標についてであります。平成27年度末に策定した阿波市公共施設等総合管理計画において、現状の公共施設の延べ床面積を維持し、建築30年で大規模改修、建築60年で建てかえを行うとの条件でシミュレーションを行ったところ、年間平均24.6億円の費用がかかるとの結果が出ております。平成21年度から平成25年度にかけての公共施設に係る投資的経費が平均で20.6億円であったため、現状の財政規模のままでも4.4億円の財源不足が発生する結果となっております。この結果を踏まえて、阿波市公共施設等総合管理計画では、阿波市の公共施設の全体的な管理の基本方針として、先ほども申しましたが、既存建物を最大限に活用する。新規建物の建築は必要最小限度にする。施設延べ床面積の縮減を進める。この3点を定め、これに従っていくこととしております。

この基本方針に沿った具体的な取り組み例でございますが、本年1月より取り組んでおります旧阿波市役所庁舎の改修事業については、1点目の既存建物を最大限に有効活用するという方針に基づき、実施をしておるところでございます。建物の長寿命化工事は、建てかえ工事と比べて、躯体工事が不要となること、廃材の削減が図れることなどの理由から、約4割の工事費の削減が図れるとの文部科学省の試算が出ているところであります。また、建物の使用年数を延ばすことで、長期的な視点で投資的経費が削減できるものと考えております。今後、吉野中学校を初めとする改修工事を予定しており、市民が安全・安心に利用できる施設の整備につなげていきたいと考えております。

しかしながら、建物性能の大幅な向上を要する場合や既存施設の複合化、集約化を図る必要がある場合には、新規建物の建築が望ましいときもあると思われれます。この場合でも、2点目の新規建物の建築は必要最小限度にするに基づき、さまざまな視点から必要性の検証を行った後に、建築することに努めてまいりたいと考えているところであります。

最後に、3点目の施設延べ床面積の縮減を進めるとの方針の具体例としまして、旧吉野支所、旧土成支所、旧市場支所の庁舎解体があります。今後も市において利活用が見込めないと判断した施設については、除却や譲渡、売却等を行いたいと考えております。

具体的な成果目標についてでございますが、総合管理計画では目標は設定しておりませんが、策定中の個別管理計画においては、まだ案の段階ではございますが、建物の除却、譲渡、統廃合により、延べ床面積ベースで約15%程度の削減目標を設定する予定としておるところでございます。このことで、これから40年間の建物更新費用に係る総額を144.5億円程度削減できるものと見込んでおります。

最終的には、現在の阿波市の置かれている社会情勢や人口減少問題、財政状況を踏まえた上で、効率、効果的な管理運営を目指し、将来世代も見据え、負担をできるだけ残さない計画案といたしたいと考えているところでございます。まずは、計画案を市側からお示しし、阿波市ホームページで公表。そして、パブリックコメントで広く市民の方にもご意見をいただき、それを検討した後に、正式な計画策定とする予定としております。建物の除却、譲渡、統廃合を行うに当たっては、説明を十分に行い、市民の皆様や利用者、団体の皆様の声をできる限り尊重し、公共施設個別管理計画の趣旨をご理解いただき進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 松永渉君。



○10番（松永 渉君） 今答弁いただきました。計画期間は一応平成30年度から20年間で、5年ごとに見直すまだ予定ということで、やっぱり中・長期的に取り組む課題ですよね。というか、阿波市がある限り取り組まないかん課題だと私は思っております。

ほれから、公共施設の成果目標については、延べ床面積ベースで約15%削減し、シミュレーションによる総計で144.5億円、年間3.6億円ですか。3.6億円削減するんだけど、現状からいうと5,000万円ふえるっちゃうことやね、計算上は。要するに、現状という平成21年から25年の投資的経費プラス維持管理費っていうんが一応この中では35億円かかってます。それよりも5,000万円、今の時点でね、まだ計画の途中なんで、5,000万円ふえるということだと思えます。ただ、この平成21年から25年っていうんは、交付税も4町算定である程度ありました。人口も4万人前後あります。それから、特例債も使えた期間です。ところが、今後この20年後っていうんは、人口も減りますし、交付税も一般算定で減ります。特例債もありません。できればこの時期の35億円の投資経費と維持管理費、これは抑えるべきだと私思います。

市長、阿波市がもう人口半分になる。その中で、サービスを維持しながら公共資産、これ削減しなきゃならん。この削減によって、要するに新たな投資経費を生み出して、阿波市の発展につなげる。この仕組みをつくることは、多分市長のカラーだと思う。私はそう思ってます。しっかりと頑張っ取り組んでいただきたいと思えます。

では、次の質問に移ります。

3点目に、阿波市社会福祉協議会への職員派遣についてであります。

この質問、昨年12月議会にしました。しかし、私は理事者の答弁が理解できなかったんで、今回もう一度質問しますので、市民に説明責任を果たすべく、明快な答弁をお願いします。

そもそもこの事業は、10月に社会福祉協議会へ阿波市の職員を派遣しました。僕驚いたんは、公益的法人に派遣するんはこれが初めてです。それと同時に、阿波市が給料を打って社協で仕事をするという。僕、ここの法律、条例も出ました。法律の基本っていうんは、職員派遣をお願いしますっていうところが払うのが基本になってます。6条ですか。ただし、法6条の2項で、枠組みがあって規制をかければ払うことはできる。できるんで、払わなければならないとはなってないんです。でも、それを使って、阿波市が8割の給料を持って行って払うという事業。

私、これを12月に質問してきたときには、初めての事業じゃけん、どう精査したら、

チェックかけたらええのかなっていう部分と阿波市が給料払っていくって本当に第一、法律上いけるのかっていう部分と、それともう一つは、そういうことができるじやったら、社協だけでなく、本当に地域福祉で弱つとる公益的法人にも派遣できるのかなという意味で、12月に質問しました。ただし、理解できない答弁が3点返ってきました。財源は公表できない。具体的な計画や成果がない。社協以外には派遣できない。しかし、これが本当に真実というか、皆さんの部分の考えがこれなら、私はこの職員派遣って、お土産も持っていった天下り。連携ではなく癒着による税金の無駄遣いになる可能性があると思ってる。この部分をチェックかけるために、今日質問します。

まず、財源がなぜ公表できないのか。市長、市長は地方自治法で提案権と執行権を持っています。我々議会は議決権です。提案されたものが市民にとって是か非か。最小の税金で最大の行政サービスの効果が上げられる事業かをチェックするわけです。じゃあ、財源を公表されなったら、我々議会どうやって検証するんですか。言い方を変えれば、議会が要らんちゅう話じゃないですか。議会を否定してるちゅう話だと私は思います。

それと、市長はずっと言ってこられたんじゃないけど、市民ファーストっていうことを言われました。そして、市民ファースト以外の個人ファーストとか、それから公務員ファースト、組織ファーストなんてないよ、それは公約されてます。でも、財源ちゅうのは市民の税金です。これを公表しないっていうことは、市民ファーストじゃないと僕思う。市民ファーストの基本を曲げるもんだと思ってる。だから、これは財源を示すべきだと思いますが、市長、答弁をお願いしたい。全部質問してからにします。この財源をなぜ公表できないかっていう部分については市長答弁を願います。

2点目に、具体的な計画や成果がないのはなぜなのか。これは副市長に答弁を求めます。

副市長、自治法の中でいつも言われてます。公務員の仕事は、最少の経費で最大の効果を上げるのが地方自治法の中では公務員の仕事やと。ただし、具体的な計画がない、成果目標がないもんが、何で最少の経費で最大の効果が上げられるのか。公務員の仕事そのものを放棄するんですか。具体的な計画や成果目標を示すべきでないのか副市長に答弁を求めます。

3点目には、社協以外の公益的法人に派遣できないのはなぜ。この法律って、公益的法人等への職員派遣に係る法律です。社協に係るものではないでしょう。公益的法人っていうのは、阿波市の中にいっぱいあります。派遣できないことないと思える。社協だけに派

遣できるっていうことは、私はないと思ってます。

それから、やっぱり法律に沿って公正公平を担うのが公務員の使命です。こんなことするんだったら、公務員そのものを放棄するんですか。このほかのそこには派遣できないっていう部分は、要望があったら多分法人の中にもそういう職員派遣を必要とするところ、僕いっぱいあると思ってます。その人たちから、法人団体から来たら、それは派遣すべきだと私思いますが、答弁をお願いいたしたいと思います。

4点目には、社協だけにしか派遣できない、その必要性、根拠をちょっと検証したいと僕思います。他の公益的法人には運営補助金出してません。8,600万円もの運営補助金って社協だけだと私思います。これの根拠や使途、使い道は何なのか答弁を求めます。

5点目には、指定管理事業におけるサービスの向上、経費の削減、地元の雇用の状況はどうなってるか。いや、社協に対していろんな委託事業やってます。阿波市から委託された事業。民間委託って全てそうなんじゃけど、サービスが向上して、経費が削減されて、地元雇用を行っていきます。じゃあ、どれだけこの社協がそれによってそういう効果を生み出しているのかっていうところを検証したいと思いますので、答弁をお願いいたしたいと思います。

最後に、政策監、この前続きと言いましたんで、前回質問したことを答弁いただきたいと思います。

それで、政策監は阿波市の多分政策のトップです。政策監だから。政策をつくる上のトップだと思う。市長は、市民ファーストと言ってます。公務員ファーストではありません。市民ファーストと言ってます。あらゆる行政事業ちゅうんは市民ファーストであるんだと言ってます。市民ファーストの政策をつくるトップです、政策監は。私、そう思ってます。財源は公表できない。具体的な計画の見通しもない。社協にだけしか派遣できない。これは、福祉の増進をする地方自治の根幹、それからこの法律そのもの、派遣の法律そのもの、その趣旨にもそぐわない派遣だと僕思ってます。だから、そのそのところの見解を政策監にはお願いいたしたいと思います。

○議長（江澤信明君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 松永議員のご質問の社会福祉協議会への職員派遣について、まず1番の財源はなぜ公表できないかについてお答えします。

この質問に関しては、昨年の第4回市議会定例会の一般質問の答弁で、財源としては一般財源、金額については地方公務員法の身分に関することとはいえ、個人所得を示すた

め、個人情報保護に配慮し差し控えていただきました。今回は本人の了承も得た上でお答えさせていただきます。

財源としては、地方交付税とかの一般財源でございます。それから、市が支出する概算額は約200万円でございます、社協負担分も含めて260万円ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

(10番松永 渉君「議長、済いません。小休お願ひします」と呼ぶ)

○議長(江澤信明君) 小休。

午前11時45分 休憩

午前11時45分 再開

○議長(江澤信明君) 再開いたします。

町田副市長。

○副市長(町田寿人君) 議長の許可をいただきましたので、松永議員の一般質問の2点目、具体的な計画や成果目標がないのはなぜかについて答弁させていただきます。

松永議員もご承知のとおり、社会福祉協議会は公益性の高い団体で、阿波市にとって地域福祉のさらなる施策の推進を図るためには欠かすことのできないパートナーであり、平成28年度には阿波市の一般会計において13、介護保険の特別会計において3つ、16の事業を業務委託しております。また、社協の社会福祉事業全体、法人運営、ボランティア、介護保険事業、指定管理なども含む決算において、平成23年度より自前の基金繰り入れをしながら決算を上げております。

これらを踏まえまして、平成25年度より阿波市職員と社会福祉協議会の職員で構成した阿波市社会福祉協議会経営検討委員会を設置し、現状を分析しながら、将来に向けての課題を検討してまいりました。その結果、介護事業、デイサービスを中心に事業の規模を縮小することによって、一定の効果、いわゆる自前の基金の繰入額を抑制することができました。そこで、今後さらに詳細に経営改善を実施することにより、阿波市の地域福祉の安定向上が図られるものと考え、経営改善計画を立て、効率的、効果的に事業実施できるように毎年見直していくのが最善の方策だと考えました。そして、経営検討委員会の中では、次年度の財政効果と利用者への影響などを考慮しながら実施し、職員派遣によって、さらに経営改善計画の精度を上げ運用していくことが成果目標であり、ひいては阿波

市の地域福祉の向上につながると考えております。ご理解のほどよろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 後藤企画総務部長。

○企画総務部長（後藤 啓君） 議長の許可をいただきましたので、松永議員の一般質問の3問目の3点目、社協以外の公益法人等に派遣できないのはなぜかについてお答えをさせていただきます。

地方公務員の公益的法人等への派遣は、その業務が地方公共団体の事務事業と密接な関連を有し、施策の推進を図るため人的援助が必要であるもので、条例で定めるところにより派遣することができるかとされております。派遣の手続としては、市長と対象法人との間で業務内容等について取り決めを締結し、職員に派遣業務の内容を確認し、派遣を命じるものであります。現在、市としてただいま申し上げました条件に合致する法人等は社会福祉協議会のみと考えております。それ以外の団体については、今後の情勢の変化等により、あくまで市税等を財源にしますので、慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 安丸健康福祉部長。

○健康福祉部長（安丸 学君） 議長の許可をいただきましたので、松永議員の一般質問、3点目でございます阿波市社会福祉協議会の職員派遣についての4項目め、5項目めを一括して健康福祉部よりお答えを申し上げます。

まず、4項目めの社協への運営補助金8,600万円の根拠と使途についてにお答えを申し上げます。

阿波市社会福祉協議会は、地域福祉の中核を担っているほか、デイサービス、地域活動支援センター等各種委託業務、指定管理等を行っていただいておりますが、市からの地域福祉に係る経費に対してのみ運営補助金を交付をさせていただいてるところでございます。

議員ご質問の運営補助金の積算根拠と使途につきましては、平成30年度当初予算ベースでご説明を申し上げますと、まず補助金の大部分を占めております地域福祉に係る職員の人件費、こちらが8,300万円、次に心配事相談、法律相談、人権相談等の総合相談事業の委員の謝金や会議費等の経費として約108万円、地域福祉活動計画事業、社会福祉大会の開催費、福祉団体育成支援事業、福祉バスの運行事業、地域見守りネットワーク

事業等の経費として計334万円、事務消耗品や通信運搬費などの事務費に約345万円で、歳出合計額は約9,087万円となっております。一方で、社会福祉協議会の会費や福祉バスの利用料、共同募金配分金など、約487万円の会費収入等が見込めることから、これを差し引きました8,600万円を運営補助金として交付をする見込みでございます。

4項目めにつきましては、以上答弁とさせていただきます。

続きまして、5点目の社協への指定管理事業におけるサービスの向上、経費の削減、地元雇用の状況ということについてご質問いただいておりますので、お答えを申し上げます。

阿波市社会福祉協議会が指定管理を行っております施設といたしましては、吉野地域福祉センター、市場老人福祉センター、阿波健康福祉センター及び土成保健センターと9カ所の放課後児童クラブでございます。市場老人福祉センターには阿波市社会福祉協議会の本所と市場支所が配置され、吉野地域福祉センター、土成保健センター、阿波健康福祉センターにも各支所が配置をされております。地域福祉活動の拠点といたしまして、また市民の方に身近な生活圏域における相談窓口となっており、市民サービスの向上が図られているところでございます。

また、放課後児童クラブにつきましては、指定管理を行う前と比べ、統一されたサービスの提供が行われていることに加え、開設時間の延長など、利用者のニーズに応じたサービスが提供されていると考えてございます。

指定管理による経費の削減額につきましては、指定管理前は児童館が3館あったため単純に比較はできませんが、平成28年度決算におきましては、市単独経費は前年度比約1,600万円の削減が図られております。

次に、地元雇用の状況でございますけれども、社会福祉協議会の職員の方、約87%が本市在住でございます。放課後児童クラブのパート職員の方につきましては、市内在住の方に募集をしたところ、応募が少なかったというふうなこともございまして、吉野川、美馬のハローワークに募集をかけたという経緯もございまして、市外の方の割合が高くなっております。

今後におきましても、利用者の皆様方の声を通してその運営内容を検証し、より適切な指定管理者制度の運用に努めるとともに、住民サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。ご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 木具政策監。

○政策監（木具 恵君） 議長の許可をいただきましたので、松永議員に対するご質問に関して答弁をさせていただきます。

議員のほうからは、先ほど財源とか計画、そういったものに対する見解についてのご質問をいただいたところでございますが、財源、それと成果、計画につきましては、先ほど市長、副市長のほうから回答させていただいておりますので、少しちょっと総括的な答弁になろうかと思えます。重なる部分もありますが、答弁させていただきます。

まず、職員の派遣につきましては、幾つかの条件をクリアしなければならないというふうに考えてございます。まず、1つ目の条件が、職員を派遣する制度の整備につきましては、これも昨年9月の市議会定例会におきまして、条例のほうを承認いただいて、制度のほうを調べてございます。2つ目の条件といたしまして、団体の業務が地方公共団体の事務事業と密接な関係を有するものかつ地方公共団体が施策の推進を図るため、人的援助を行うことが必要であるものというふうにされておりまして、先ほど部長のほうからも答弁させていただきましたが、現時点ではこうした条件に合う公益的法人は社会福祉協議会というふうに考えているところでございます。

ただ一方で、議員からのご指摘は、職員派遣を行う以上、単なる天下りと解釈されることのないようしっかり取り組みなさいといった激励かと存じます。そして、職員の派遣に際しましては、介護保険や傷害保険に加え、放課後児童クラブの管理運営など、幅広く行政に携わりまして、その行政経験が豊かで、市の財政運営の厳しさも十分体験した職員、選任してございます。

今後、超高齢化社会の到来を見据え、ますます重要性が増す社会福祉協議会の役割は、大変重要であると認識してございます。引き続き、県、市と連携し、行政サービスの向上を検討、具現化する必要があると考えているところでございます。職員派遣につきましては、市が委託した業務を効率的、効果的に実施し、ひいては法の目的であります公共の福祉の増進に資するよう市としても連携して取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江澤信明君） 松永渉君。

○10番（松永 渉君） ちょっと再問をさせていただきます。

社協以外に今のところ法律上ないと。対象となる部分、規則とか条例とか別ですよ、申

し込んで、この法律において社協以外に現在阿波市の公益的法人に派遣できることはないという答弁だったと思うんです。そうだよ。この法律に沿って、条例とか規則は別途で、それは後からつくればええ話だし、我々のところへ規則が入ってくるわけでもないんで。この対象者が本当に阿波市の中にないですか、この公益的法人等職員派遣する法律に対象になる団体って。確認なんですけど。いや、お金を払う払わんは別ですよ。それでも派遣する団体ないというんか、本当にないのかどうか。これ1つ確認したい。させてください。市がお金を打つ打たんは別ですよ、問題。派遣できるかできんかの話です。

それと、社協の運営補助金なんですけど、8,600万円。そのうち、人件費が8,300万円。これって1人当たりになると500万円以上なんです。こういうんは、市内の他の福祉法人にこれだけの人件費を算定基礎として置いてあるところなんて、僕どこにもないと思う。逆に言ったら、医療法人ならわかりません。医療法人はあるかもしれません。でも、社会福祉法人、特に地域福祉なんかやってるのにこれを算定基礎として補助金を出すやというところ、僕はないと思ってます。

1問だけ再問します。

今回、阿波市の認定こども園、4カ所することになってます。多分人件費の算定もやっておられると思うんで、これと同程度の、阿波市がこの500万円以上っていうんが同程度に保育関係でも人件費って要るのかなって考えてるのかどうか。もちろん、地域福祉と保育事業っていうのは全く違う問題なんですけど、それが同程度と考えているのかどうかというところを答弁していただきたい。

それから、政策監にちょっと再問させていただきます。

今、前の質問あったように、ほの連携とか交流とかという部分言われるんじゃないけど、もちろん連携、交流ってええんやけど、連携することによるメリットと、逆にデメリット、連携することがええ場合もありやあ、悪い面も出てくると思うんです。その部分についてどういう考えを持っておられるのかという点と職員派遣って社協のためでないんよね。市民の福祉サービスの向上、向上というかサービスが、ああ、社協って高度化、社協がこれによって派遣することによってものすごくサービス上がったねっていうんと皆の税金をつぎ込む以上は裾野を広げる。福祉はそうや、全部そうですね、社会福祉法人。要するに、利用者がこんなにふえたなっていうんが成果なんです。今回の職員派遣が市民にとってそういう成果が実感できるんはどれぐらい先なのか、見通しとして。その点について再問いたします。



○議長（江澤信明君） 後藤企画総務部長。

○企画総務部長（後藤 啓君） 松永議員の再問、私のほうからは、市内の他の福祉法人に派遣する団体はないのかどうかというご質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

市内には、ほかに派遣が可能な団体、公益法人はあります。先ほど答弁させていただきましたのは、市が考えている条件、市との事務事業の密接な関係、そこに合致する法人は、市としては現在のところ社会福祉協議会のみというようなところで考えております。他の団体につきましては、今後の社会情勢の変化等により、あくまで議員おっしゃったように市税を使わせていただきますので、慎重に検討をしてみたいというようなところでお答えをさせていただきたいと思いません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 安丸健康福祉部長。

○健康福祉部長（安丸 学君） 松永議員の再問にお答えを申し上げます。

その前に、ただいま社協の8, 300万円の人件費のこの補助金について平均して500万円というふうなお話があったかと思いますが、この500万円につきましては社会保険料、雇用保険、労災保険料、退職積立金、これらの全てを入れての500万円でございますので、あくまでも給与金額ではないことをご理解をいただきたいというふうに思います。

社協の職員の方の給与と民間の保育所の職員の給与等の比較ということでご質問をいただいておりますけれども、これは年齢構成、あるいは職種が全くこれ違うものですから、支給される条件等が大きく違うと思います。そういったことから、単純に比較というのは難しいのではないかなと、このように考えさせていただいてございます。したがって、一概に給与が同程度かどうかということにつきましてはお答えすることがちょっと難しいのかなと、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思いません。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（江澤信明君） 木具政策監。

○政策監（木具 恵君） 議長の許可をいただきましたので、再問についてご答弁させていただきます。

まず、最初のメリット、デメリットでございますけれども、先ほども説明させていただいておりますけれども、地域福祉の推進を掲げて、公共性の高い社会福祉協議会、それと

市が連携して一つの施策を推進していくというところが一番のメリットかなと。それによって、住民の方の福祉サービスの向上を図られることを目指してまいりたいというふうに考えております。デメリットというお話もございましたけれども、先ほども答弁させていただいたように、そういったことを十分担える職員を派遣しているつもりでおりますので、職員にもしっかりと社会福祉協議会の一員として頑張っていっていただきたいと思っております。

それと、あともう一点ご質問をいただきましたその成果がいつ出てくるのかというご質問をいただいております。

それに関してましては、先ほどちょっと副市長のほうからもご答弁させていただいてるんですけども、今後成果としては、計画のほうをつくって、毎年その計画の見直しを図りながら、きちっと管理をしていくということで答弁させていただいておりますので、そういったことで淡々と取り組んでまいったというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（江澤信明君） 松永渉君。

○10番（松永 渉君） 今、再問の答弁いただきました。

法律上、派遣が可能な法人はあるということで。現実的にはほの条例とか規則とか連携、ほれから金を払う部分については今のところ社協だけだという話でいいんですね。

それから、違うという、いろいろの違いがあるんだけん、答弁できない。公務員ファースト。わかりました。やっぱり500万円以上の社会福祉法人ってないと思う。久勝保育所、あります。久勝保育所、民間で今市民からの人気もものすごくよくて、サービスも上がってるし、ほれから看護師もついてんのかな。そこが多分1人平均すると300万円台です。年齢が違うというても400万円まで行けたらいいんかなと。

保育士っていうのは、あくまでも親のかわりに、国家資格を持ってちょうど人格形成時の大切な時期を育てるわけです。母親がわりとなって。このごろ保育士さん教育します。育てます。今のお母さん、保育士関係やったらわかるんですけど、2人おると、もう一人預けるのができないっていう状況の中で、保育士さんって3歳児、4歳児になったら20人、30人って預かるわけ。ところが、この地域福祉って、さっき言いましたけど、本来なら、本来ならこの利用料、要するにさっき会費と利用料487万6,000円ですよ。普通地域福祉っていうのは、会費と利用料で地域の人たちがやっていくんが多分NPO法人とか地域福祉法人。ほれから、社協も現場はそうやと思います。現場の状況ってい

うんは、ほんまにこう。それをこれですよる17倍の件費を払うっていうんは、僕おかしいと思うんですけどね。

そしたら、さっき言うたように、ほんまにその500万円台がほの地域福祉で必要やったら僕うれしいんです、逆に。ほんだけ保育士さんが辛抱しとんじゃけん、ほこへ打ってあげてください。件費補助打ってくれたら、ほれは僕もものすごくうれしいこと。これを考えると、僕はやっぱり社会福祉法人に対してものすごく優遇されてるなって思うんです、ほかの本当に福祉に携わってる部分と比べると。その上に、今回給料打って、職員派遣するという。本当にさっき政策監も言うたように、連携って民間なら本当に自立して2人がもうけよるところが連携すれば、新たな商品開発もでき、販売もできて、利用者もふえるんです。ところが、一つ間違うて、両方があかんけん、一緒になるつつうたら癒着になって、ほんま甘えになって、連携したためにどっちかの責任の押し合いになっちゃう。責任の所在がわからなくなったりする欠点もあります。だから、そういうことにならないようにお願いしたいと思います。

決して社会福祉協議会に職員派遣することを僕、反対しません。ただしね、ただしほんまに財源は公表できんとか、それから計画がないとか成果見通しがいいような派遣の仕方は、これは絶対間違ってると思います。

時々広報紙持って、皆さん回らせてもらうときがあります。そのときによく言われるのが、「おまえやな、給料、税金でわしが打っちゃって、ほんでわしの税金で事業しよって、それをサービスと言うんか」という話よく聞きます。だから、そういうあれだとほんまに僕自身、動揺をするんですけど。

それで、行政サービスって何かっていうと、市民のために気を配って尽くすことなんです。全体の奉仕者として奉仕事業をさせていただくことなんです。特に福祉サービスっていうんは弱い立場の人がたくさんいますんで、職員のちょっとした言葉遣いでも、普通と思っただ言葉遣いでも傷つけることがあります。昔の言葉に、強者の喜びは弱者の悲しみという言葉があります。それから、善人は刃物で人を傷つけるけど、悪人は言葉で人を傷つけるというようなことわざもありますんで、社会福祉協議会においては、利用者に対しては優しさと思いやりを持ってしっかりと尽くすという福祉の精神を徹底されて、今回の職員派遣が行政福祉サービスの向上、いわゆるああ、あれでサービスが向上したな。それから、裾野を広げる。利用者が社協はふえたな。その成果が市民に実感として応えられるように、一日も早く成果をお示ししていただくことを要望して、私のこの質問を終わります。

す。

次に、最後の質問の題、新地方公会計について監査事務局として今後どのように取り組むのか。

新地方公会計が平成22年度から財務4表、公表されております。また、平成28年度からは様式が全国共通となって比較しやすいようになります。新地方公会計は、今までの公会計と違った、本当に行政情報、豊富にもってます。その目的も、行政評価情報、経営情報を市民に渡すことによって、透明度も増して、なおかつ信頼度も増す、市民との。それと、経営改善をするということで、監査事務局の仕事とも一致する点があるんですけども、今後どのように取り組むか答弁を求めます。

○議長（江澤信明君） 阿部監査事務局長。

○監査事務局長（阿部仁子さん） 議長の許可をいただきましたので、松永議員からの一般質問4問目、新地方公会計について監査事務局としての取り組みについてとのご質問をいただきましたので、上原代表監査委員の了承のもと、答弁をさせていただきます。

監査委員は、議員ご承知のとおり、地方自治法などに基つきまして、定期監査、決算審査、行政監査、財政援助団体等監査、例月現金出納検査など、これ以外にもさまざまな監査、検査、審査を行っております。それら全ての業務において、市の行財政事務が住民福祉の増進にどのように反映されているか。最少の経費で最大の効果が上げられるよう、行政目的に沿って効果的に事務の執行がなされているか。また、関係法令等に基づいて適正に執行されたかどうかにも留意して、客観的な立場と視点を持って、積極的かつ指導的な監査等に努めております。

新地方公会計は、地方自治体が持続していくことを前提に、明確な将来予測と評価を可能にする情報を作成し、財政の効率化、適正化を図る目的に、総務省より平成27年度から29年度までの3年間で統一的な基準の財務書類等の作成をとの要請からでした。そのため、29年度中にはほぼ全国の自治体で28年度決算に基づく財務書類の公表がなされるものと思われま。

現行の予算決算の制度は、現金の収支で良否を図る単式簿記・現金主義会計でございます。しかし、この単年の現金の動きだけでは、減価償却費や将来負担しなければならない引当金や負債など、目に見えにくいコストもございます。この見えにくい部分をよりわかりやすく公表できるように、いわゆる財務書類4表を作成するなどの複式簿記・発生主義会計の考え方を一部取り入れ、現在の制度を補完しようとするものです。

監査に関しましても、昨年6月9日に地方自治法の一部改正がございまして、監査制度の充実強化がうたわれており、平成32年4月1日の施行時には、さらに監査の必要性、重要性が増すこととなります。今後、総務省より統一的な監査基準策定への指針が示されることになっております。その中には、この新地方公会計による財務書類の監査への生かし方なども示されるものと予想しております。監査事務局といたしましては、その際には知識の習得に向け、積極的に会議や研修に参加するなどして、市の行財政運営がより一層効率的、効果的であり続けられるよう、また適切な意見や指導が行える質の高い監査となるよう、なお一層努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 松永渉君。

○10番（松永 渉君） 議会っていうんは大体普通会計の1%、200億円なら2億円ぐらい使います。だけん、監査は平均0.1%、2,000万円ですか、その中で本当にすばらしいチェック機能を僕は果たしてるなど、本当に皆さんに学びたいところであります。本当に答弁ありがとうございました。これで終わります。

○議長（江澤信明君） これで10番松永渉君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後0時20分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（江澤信明君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番笠井一司君の一般質問を許可いたします。

笠井一司君。

○2番（笠井一司君） ただいま議長の許可をいただきましたので、2番笠井一司、一般質問をいたします。

任期最後の定例会で、最後の質問者となりました。年度末であり、お忙しい方も多と思いますので、できる限り簡潔に質問したいと思います。

開会日冒頭の市長の行政報告では、平成30年度の当初予算及び主要事業などの今後取り組む市政の主要課題等についてご報告がございました。

そこで、第1点目は当初予算についてお伺いいたします。

昨日の吉田正議員の質問と重なる部分もございますが、改めて質問をいたします。

まず1つが、平成30年度の当初予算はどのような方針で編成したのか。2つ目が、今回の予算は前市長からの継続事業が多いが、今後どのような点に重点を置いていく考えか。3として、義務的経費が昨年度に引き続き増加傾向にあります。将来見通しはどのようなのか。財政が硬直化していく心配はないのかという3点についてお伺いいたします。

○議長（江澤信明君） 後藤企画総務部長。

○企画総務部長（後藤 啓君） 議長の許可をいただきましたので、笠井議員の一般質問の1問目、当初予算について3点ご質問をいただいておりますので、一括してお答えをさせていただきますと思います。

最初に、1点目の平成30年度の当初予算はどのような方針で編成したのかについてですが、昨年7月に国の平成30年度の地方財政措置についての概要が示され、本市においてもその後の国や県の動向に注視しながら、例年より1カ月程度早い10月から第2次阿波市総合計画や阿波市版総合戦略、また公共施設等総合管理計画に沿った持続可能な市政の運営を意識した予算編成に取り組んだところであります。予算総額としては、昨年の市長選挙後に肉づけされた6月補正予算後の予算額と同程度である183億800万円となっております。

次に、2点目のご質問、今回の予算は前市長からの継続事業が多いが、今後どのような点に重点を置いていく考えかについてですが、予算編成の基本となる第2次阿波市総合計画や阿波市版総合戦略に沿った継続事業に加え、市民のための将来のための必要な施策については、新規事業として、また拡充事業として予算化をしております。

具体的に申しますと、新規事業では、本市の文化振興の拠点として整備を行います土成図書館、公民館整備事業や安心して出産、子育てができる体制の充実を図るため、県内の市町村に先駆けて行います不育治療費の助成事業が上げられます。また、農業の担い手不足を解消するために、ブドウ農家や養蜂農家に派遣する地域おこし協力隊活動支援事業については4月から本格的に活動を行うための予算を盛り込んでおります。

次に、拡充事業では、昨年10月から医療費の助成対象を中学生から高校生まで拡充したあわっ子はぐくみ医療助成事業や現在実施しております市場高区配水池から土成配水池への送水管布設工事に加えて、阿波町北正広から市場町大俣地区まで送水する新たな配水池を整備するに当たり、これに向けた送水管整備を行う上水道出資事業が上げられます。

今後におきましても、第2次阿波市総合計画や阿波市版総合戦略を基本に、市民目線に

立った行財政運営を推進し、継続事業についても効果検証を行いながら、本市の発展に真に必要な施策については予算化していきたいと考えておりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

次に、3点目のご質問、義務的経費が増加の傾向にあるが、将来の見通しはについてであります。

議員ご指摘のとおり、平成30年度当初予算において、義務的経費は90億1,264万2,000円で、前年度と比べまして4,377万3,000円の増、率にして0.5%の増となっております。平成28年度当初予算と比較しましても762万1,000円の増、率にして0.08%の増となり、平成27年度以降、各年度の当初予算に占める義務的経費の割合が約50%となっております。

内訳で申しますと、人件費につきましては、平成27年2月に策定しました第3次阿波市集中改革プランに基づく適正な職員の配置を行っているため、前年度比で4,599万円の減となっております。

公債費につきましても、一部地方債の償還終了などにより、前年度比2,188万3,000円の減となっております。

扶助費につきましては、国の制度的なものはもとより、先ほどご説明させていただいたあわっ子はぐくみ医療費助成事業や不妊・不育治療助成事業などの拡充により、前年度比1億1,164万6,000円の増加となっております。

毎年見直しを行っております中期財政計画においては、人件費は今後も引き続き職員の適正配置に努めるため、本年度と同程度と見込んでおるところでございます。

公債費につきましては、平成29年度に実施した市場中学校屋内運動場改築事業や市内小・中学校空調機器整備事業など、借り入れを予定している地方債の元金の償還が平成31年度から始まることなどから、公債費のピークを平成31年度と見込んでおります。その後におきましては、先ほど述べました土成図書館、公民館整備事業や旧阿波庁舎利活用事業などで借り入れる地方債の償還が見込まれますが、ケーブルテレビ整備事業などで借り入れた地方債の償還が終了するため、平成32年度以降は前年度を下回ると見込んでいるところであります。

扶助費につきましては、社会保障経費の自然増に伴い、来年度以降も増加を見込んでおります。

引き続き、普通交付税の縮減により一般財源の確保がますます厳しくなりますが、国や

県の補助金はもとより、合併特例債を有効に活用しながら、弾力的かつ持続可能な財政運営で人口減少対策や地域経済の活性化に向けた施策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 笠井一司君。

○2番（笠井一司君） ただいまご答弁をいただきました。

予算編成に当たっては、第2次阿波市総合計画や阿波市総合戦略、公共施設等総合管理計画に沿った持続可能な市政の運営を意識した予算編成を行い、昨年度6月補正後の予算と同程度の額となったこと、事業としては土成図書館、公民館整備事業などの新規事業やあわっ子はぐくみ医療費助成事業、上水道整備事業などの拡充事業を予算化し、今後とも効果検証を行いながら、市民目線に立った行財政運営を推進していくということでございます。

将来見通しでは、職員の適正配置により、人件費は同程度の見込みで、扶助費は増加傾向にあります。公債費が過去に借り入れたケーブルテレビ整備事業などの地方債の償還が終わるため、平成32年度以降は縮小の見込みであるということで、算定替えにある普通交付税の縮減の中ではありますが、持続可能な財政運営に取り組んでいくということでもあります。今後とも着実な事業推進と健全な財政運営に努められるようお願いいたします。

なお、昨日の原田議員の質問に対する答弁の中で市長より、生活に密接なインフラの整備として道路の舗装について計画に沿ってやっていくとの道路維持補修についての前向きなご答弁がございました。この点につきましては、昨年12月の定例会でも私も要望しておりましたことですので、どうかよろしくお願いいたします。

第2点目、来年度の新規事業について、継続事業の多い中で、数少ない新規事業が産業経済部にございましたので、産業経済部の2つの事業についてお伺いしたいと思えます。1つは、徳島東部地域DMO事業は阿波市の観光地域づくりにどのように役立てるのか。2つ目は、とくしま安<sup>2</sup>農産物認証制度支援事業の目的は何か。

徳島東部地域DMO事業は、徳島市でも取り組むとの報道がなされ、また市長の行政報告でも取り上げられておりましたが、どのような事業なのか。

とくしま安<sup>2</sup>農産物認証制度は県が行っている事業で、阿波市で取り入れる目的をお聞きしたいと思います。



○議長（江澤信明君） 阿部産業経済部長。

○産業経済部長（阿部芳郎君） 議長の許可をいただきましたので、笠井議員の一般質問の2問目、平成30年度の新規事業につきまして、1項目めに、徳島東部地域DMO事業は阿波市の観光地域づくりにどのように役立てるのか。2項目めとして、とくしま安<sup>2</sup>農産物認証制度支援事業の目的はということのご質問につきまして一括してご答弁申し上げます。

まず最初に、徳島東部地域DMO事業は阿波市の観光地域づくりにどのように役立てていくのかでございますが、本市では現在徳島県東部地域にある徳島市を初めとする15市町村と民間企業が連携し、徳島東部地域DMOの設立準備委員会を立ち上げ、この4月の設立を目指して準備を進めてるところでございます。徳島東部地域DMOは、地域の稼ぐ力を引き出すとともに、観光地経営の視点に立った観光地域づくりのかじ取り役として、多様な関係者と協働しながら、明確な構成に基づいた戦略を策定し、その戦略を着実に実行するための調整機能を備えた法人であります。

そこで、ご質問の徳島東部地域DMO事業は阿波市の観光地域づくりにどのように役立てるのかについてでございますが、本市といたしましては市独自の観光振興に加え、広域的に観光振興に取り組むことで、高いレベルの観光データの収集や分析、また観光関連事業者との連携、着地型観光商品の造成、さらには連携、一本化した効果的なPRなどができる上に、構成市町村がそれぞれ持つ観光資源や経営資源、また顧客が共有できるなど、本市にとって多くのメリットがあります。具体的には、構成市町村の観光資源と組み合わせた新たな観光ルートの開発、また構成市町村の宿泊施設などを利用した観光客の誘致活動がしやすくなるなど、本市だけでは難しかった観光振興への取り組みも進めることができます。このように、本市が徳島東部地域DMOに参画することによって、新たな観光振興への取り組みを進め、本市が知られていないから、行ってみたい地域へと飛躍するよう、関係機関との合意形成を図りながら、本市への観光客をふやし、観光消費額を増加させ、ひいては地域の活性化につながるよう進めてまいります。

次に、とくしま安<sup>2</sup>農産物認証制度支援事業の目的でございますが、徳島県では平成16年度から農産物の安全性、安心の確保の観点から、農産物の生産、品質管理体制を検査して認定する全国的にも先駆けとなるとくしま安<sup>2</sup>農産物認証制度を創設し、運用開始しました。その後、環境保全や労働安全性などの実践項目を取り入れ、平成23年度に進化した農産物認証制度として再構築されました。この制度には、まず法令遵守の観点から最

も重要で欠かすことのできない適切な農薬使用や農薬残留分析などの必須項目を実践する基本認定と、この基本認定に加え、さらに重要な省エネルギー対策やほ場、施設内の清潔保持などを実践する優秀認定の2つのレベルがあります。本市が平成30年度から取り組むこととしておりますとくしま安<sup>2</sup>農産物認証制度支援事業は、この優秀認定を取得した生産者を支援する制度でございます。

この支援事業の目的でございますが、1つ目には本市産の農産物の安全性や安心性のPRがあります。先ほど申したとおり、とくしま安<sup>2</sup>農産物認証制度は、徳島県が農産物の生産、品質管理体制を検査、認定する制度であります。この制度で認定されることによって、消費者に安全・安心な農産物であることをPRができるだけではなく、生産工程に潜むリスクが低減されることから、農業経営の改善や効率化にもつながり、持続可能な農業が実現されます。

2つ目としまして、販路拡大であります。特に優秀認定を取得することによって、2020年の東京オリンピック・パラリンピックへの食材供給が可能となる水準を満たすことができ、食材として採用されれば非常に大きなビジネスチャンスとなり、オリンピック終了後にも販路の拡大が期待できます。そのほかにも、この制度を取得することにより、食の安全や環境保全への関心が高まっている中、より安全で安心な農産物として生産者と実需者や消費者との間で信頼のかけ橋となり、さらなる販路の拡大が期待できると考えております。

この2点を大きな目的とし、とくしま安<sup>2</sup>農産物認証制度支援事業に取り組むこととしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 笠井一司君。

○2番（笠井一司君） 徳島東部地域DMO事業は、観光関連事業者や各市町村との連携で広域的な観光振興に取り組むことができ、本市だけでは難しかった観光振興が行えるとのことでございます。

また、とくしま安<sup>2</sup>農産物認証制度支援事業は、本市農産物のPRと農業経営の改善、販路の拡大が期待できるということで、今後新規事業による観光と農業の振興に期待したいと思います。

第3点目に移ります。

第3点目は、空き家対策についてであります。

今地方での大きな課題となっている人口減少、少子化、高齢化、市外への人口流出の結果として、市内において空き家が増加しております。空き家となっておりますが、個人の私有財産でありますので、なかなか行政の立ち入るのが難しい点があります。しかし、社会的には、例えば資産の有効活用の面、環境問題、危険な家屋の存在など、市民に対するさまざまな影響があります。阿波市においてはこの問題にルール化して取り組んでいこうということで、今回空家等対策の適正管理に関する条例が提案されております。

そこで、この条例を制定するということで、どのような取り組みを考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（江澤信明君） 大野建設部長。

○建設部長（大野芳行君） 議長の許可をいただきましたので、笠井議員の一般質問3問目、空き家対策について、1点目の空家等対策の適正管理に関する条例を提案しているが、どのような取り組みを考えているのかにお答えいたします。

まず、本条例の概要について説明させていただきます。

目的といたしましては、空き家等の適切な管理を図るため、市及び所有者等の責務を明らかにし、防災、防犯、衛生、景観等の市民の生活環境を保全し、もって魅力あるまちづくりの推進に寄与することを目的としております。特にそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態などにあると認められる空き家を特定空き家とし、除却、修繕、立木竹の伐採、その他周辺環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言、または指導、勧告、命令及び代執行等について定めております。

また、所有者においては、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、みずからの責任において空き家の適切な管理に努めることを義務づけるとともに、市においては空き家に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策計画を策定するよう定めております。

なお、空家等対策計画策定に当たりましては、空き家について外観目視による不良度判定を実施いたしましたところ、利活用可能な空き家が889件、管理が行き届いていない空き家が524件となっており、計1,413件の空き家を確認しております。

施行後の取り組みにつきましては、空き家の問題の第一要因は所有者の適正な管理義務意識の低さと放置することによる周辺環境に与える影響への認識不足によるもので、本条例を本年4月から施行、運用することにより、所有者がみずからの責任と自覚を持って空き家の適切な管理を促すために、市広報紙やホームページへの掲載、固定資産税の納付通

知書送付時に啓発パンフレットを同封するなどにより、適切な維持管理の重要性の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 笠井一司君。

○2番（笠井一司君） ご答弁いただきました。条例は、空き家等の適切な管理を図るため、市及び所有者の責務を明らかにし、市民の生活環境を保全するため、市が助言と指導、勧告、命令、そして代執行を行うということですが、問題は空き家等を所有者がいかに適正に管理するか。それをいかに行政が促していくかという点であります。ただいまご答弁では、管理が行き届いていない空き家が524件となっているというふうな調査結果でございますが、これ全てが危険な空き家というわけではないと思います。しかし、中には管理を放棄し、周囲に危険を及ぼすような建物もあり、こうした空き家等については、場合によっては代執行も考えていかないといけないと思います。条例案では代執行を行える規定が入っておりますが、実際のところ代執行を行うということについては非常にハードルは高いと思われませんが、所有者不明の空き家等も考えられ、危険の除去という点から代執行もやむを得ないということも考えられます。

そこで再問として、空き家等について代執行まで予定しているのかお伺いしたいと思います。

○議長（江澤信明君） 大野建設部長。

○建設部長（大野芳行君） 笠井議員の再問、代執行まで予定しているのかについてお答えいたします。

今年度中に、空き家の所有者及び所在地を現在調査しております。来年度初旬に、所有者に対しまして、空き家であることに対する認識確認のほか、空き家となった経緯、期間、管理状況、今後の利活用などについて意向調査を実施いたします。その情報をシステム管理することにより、ニーズに応じた施策を検討してまいりたいと考えております。

なお、空き家を管理している所有者に対しましては、住宅等の権利関係の確認や相続などの引き継ぎ方法を早目に確認していくことの重要性や無料相談会の利用を周知するとともに、老朽危険空き家、空き家建築物除却支援事業補助金交付事業の活用を促すなど、初期指導を実施し、代執行までの手続に至らないよう、所有者に自主的な対応を粘り強く求めていきたいと考えております。

また、所有者不明の物件等につきましては、空き家の適正な管理対応を期待することが

できないため、全国的に大きな問題となっております。このことから、空き家の所有者の有無を調査し、所有者や相続人が不明な場合には、家庭裁判所が選任した財産管理人が当事者にかわって財産の保存や処分を行う財産管理制度を利用するなどにより、空き家問題の解決を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 笠井一司君。

○2番（笠井一司君） 空き家等の所有者及び所在地をできる限り調査して、代執行の手続に至らないよう、所有者に自主的な対応を強く求めていくということでございます。市当局には、条例が形骸化することがないよう、条例を有効に活用して、空き家等の適正管理につながるようご努力をお願いしたいと思います。

最後に、第4点目に移りたいと思います。

第4点目は、地震災害対策についてお伺いいたします。

日本においては、近隣で発生した地震として23年前の阪神・淡路大地震や一昨年の熊本地震など、各地で直下型地震が発生し、当該地域に甚大な被害を与えております。阿波市には中央構造線という日本有数の活断層が東西に通っております。しかし、阿波市の防災計画の地震対策では、南海地震が想定され、可能性が低いということもあってと思われませんが、直下型地震に対する防災計画が策定されておられません。この点を一昨年の第3回定例会で指摘いたしました。そのときの答弁では、県において中央構造線断層帯の被害想定が出されるということであり、それを受けて防災計画を策定するというごございました。昨年7月、県の被害想定が出されました。そこで、中央構造線活断層地震の被害想定を受け、地域防災計画の改定はどのように進んでいるのか。また、直下型地震の対策としてどのような対策を考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（江澤信明君） 後藤企画総務部長。

○企画総務部長（後藤 啓君） 議長の許可をいただきましたので、笠井議員の一般質問の4問目、地震災害対策について、中央構造線活断層地震の被害想定を受け、地域防災計画の改定はどのように進んでいるのか。また、市は直下型地震の対策としてどのような対策を考えているのかについてお答えをさせていただきます。

阿波市では、これまで全ての市民の皆様が安全に安心して暮らせるよう、過去の豪雨災害の教訓や南海トラフ巨大地震の発生予測などを踏まえ、消防団や自主防災組織の育成を初め、各種資機材や食料の備蓄など、防災体制の充実を積極的に進めております。

主な取り組みの1点目は、地震発生時に建物の倒壊や家具の転倒などによる圧死から身を守るための対策として木造住宅の耐震化を推進しており、耐震診断や耐震改修などを実施する場合の補助制度を設けております。この制度による平成29年度の本年1月末現在の実績は、耐震診断支援事業が58件、耐震改修支援事業が18件となっております。

次に2点目は、地域防災のかなめとなる自主防災組織の育成と活動支援を行うとともに、地域間の連携を図るため、市内の小校区単位での自主防災組織連合会の設立を推進しております。これにより、本年1月末現在、379自治会のうち291自治会において自主防災組織を結成しており、自主防災組織連合会は10小校区のうち3小校区において結成されております。

次に3点目は、市民の発災初期の避難生活が円滑に進められるよう、食料や飲料水、生活物資など、応急備蓄の確保を計画的に進めております。

次に4点目は、地域防災計画の改定に伴い、土砂災害警戒区域や避難所などの情報を記載した総合ハザードマップの改訂版を作成し、昨年5月に市内全戸に配布したところでございます。

次に5点目は、消防団の機能強化を図るため、昨年1月より現在の地域別編成に加え、各分団の災害特性に応じた専門能力を育成するハイパー消防団員の制度を発足させました。この制度は、事前に全消防団員の中から特殊技能の資格保有者などを募集し、ハイパー消防団員として登録することで、土砂崩れや河川の増水などの災害現場において特殊な機材等が必要とされた場合、状況に応じて登録している団員を招集するという、全国的にも珍しい制度であります。このほか、本施設のアエルワは、国の広域物資輸送拠点に指定されており、さらに市内の指定避難所への支援物資を配送する拠点でもあることから、地域防災計画の改定に合わせ、後方支援計画の策定を行うとともに、大規模災害時には全国から支援物資が集積することが想定されるため、支援物資の搬入、搬出に必要なハンドリフトやローラーコンベヤーなどを整備し、市民への支援物資の輸送機能と後方支援基地機能の充実を図っております。

本市における現状の防災、減災対策の取り組みは以上のとおりですが、南海トラフ巨大地震の被害想定と昨年7月、徳島県が公表しました中央構造線断層帯地震の被害想定を比較してみますと、建物全壊では冬の18時が2,800棟で、1,200棟の増加。建物半壊は4,500棟で、200棟の増加。死者数は180人で、80人の増加。負傷者数は1,100人で、230人の増加。避難者数は当日5,200人で、2,200人の増

加と、全て南海トラフ巨大地震の被害想定を上回っております。

このことから、今後の防災、減災対策の取り組みとしましては、1点目として、徳島県の地域防災計画の修正を踏まえ、避難行動要支援者の支援体制の整備やライフライン施設の安全性強化、発災時における避難所運営体制の充実など、市民の安全・安心を重点に置き、阿波市防災計画の修正を行います。

次に、2点目として、今年度中に中央構造線断層帯地震の被害想定に合わせた備蓄計画の見直しを行い、次年度より計画に合わせた備蓄を開始することとしております。

次に、3点目として、徳島県の被害軽減に向けた予防対策では、木造住宅の耐震化を100%にすることで、死者数を90%減少させることができるとされていますので、補助制度を対象者が利用しやすい助成枠に拡充するとともに、ケーブルテレビや広報紙など、さまざまな広報手段により、各支援制度の周知に努め、耐震化普及に向けた個別訪問などを強化し、木造住宅耐震化の促進を図ってまいりたいと考えております。

なお、今議会におきまして、木造住宅耐震化に係る補助制度の拡充予算を計上させていただいておりますので、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

以上の3点をこれからの重点項目に位置づけ取り組むとともに、そのほかの自然災害につきましても、常に緊張感を持って、被害が最小限に軽減できるよう、市民の安全・安心のため機敏に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 笠井一司君。

○2番（笠井一司君） 県から示された中央構造線活断層地震の被害想定は、建物の全壊、半壊、死者数、負傷者数、避難者数、いずれも南海トラフ巨大地震の被害想定を上回っており、大変な事態となることが想定されるようでございます。このため、市では県の地域防災計画の修正を踏まえ、近いうちに阿波市防災計画の修正と備蓄計画の見直しを行い、次年度より計画に合わせた備蓄を始め、自主防災組織の育成と昨日の松村議員のご質問にもございましたが、木造住宅の耐震化の促進を図り、被害が最小限に軽減できるよう対応したいとのことであります。阿波市で万が一直下型地震が発生したとしても、被害が最小限でとどめられ、速やかに災害から立ち直れるような体制づくりをお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

最後になりましたが、後藤企画総務部長、大野建設部長、秋山会計管理者、松原吉野支所長の皆様には、今議会を最後に退任されることになりました。皆様には、本当に丁寧にお教えをいただき、大変ありがとうございました。御礼を申し上げますとともに、皆様にはこれからもご活躍され、そしてご健康であることをお祈りしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（江澤信明君） これで2番笠井一司君の一般質問が終了いたしました。

~~~~~

日程第 2 議案第 1号 平成29年度阿波市一般会計補正予算（第7号）について

日程第 3 議案第 2号 平成29年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第 4 議案第 3号 平成29年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第 5 議案第 4号 平成29年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第 6 議案第 5号 平成30年度阿波市一般会計予算について

日程第 7 議案第 6号 平成30年度阿波市御所財産区特別会計予算について

日程第 8 議案第 7号 平成30年度阿波市国民健康保険特別会計予算について

日程第 9 議案第 8号 平成30年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について

日程第10 議案第 9号 平成30年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について

日程第11 議案第10号 平成30年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

日程第12 議案第11号 平成30年度阿波市介護保険特別会計予算について

日程第13 議案第12号 平成30年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算について

日程第14 議案第13号 平成30年度阿波市水道事業会計予算について

日程第15 議案第14号 吉野地域福祉センター設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 日程第 16 議案第 15 号 市場老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 16 号 阿波市立保育所設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 17 号 阿波市児童遊園設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 18 号 阿波市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 19 号 阿波市企業立地促進条例の制定について
- 日程第 21 議案第 20 号 阿波市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について
- 日程第 22 議案第 21 号 阿波市工場立地法地域準則条例の制定について
- 日程第 23 議案第 22 号 阿波市空家等対策の適正管理に関する条例の制定について
- 日程第 24 議案第 23 号 阿波市体育施設条例の一部改正について
- 日程第 25 議案第 24 号 市有財産の無償譲渡について
- 日程第 26 議案第 25 号 市有財産の無償貸付について
- 日程第 27 議案第 26 号 阿波市道路線の認定について
- 日程第 28 議案第 27 号 阿波市道路線の変更について

○議長（江澤信明君） 次に、日程第 2、議案第 1 号平成 29 年度阿波市一般会計補正予算（第 7 号）についてから日程第 28、議案第 27 号阿波市道路線の変更についてまでの計 27 議案を一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。通告がありませんので質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第 1 号から議案第 27 号までについては、会議規則第 37 条第 1 項の規定により、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員会におかれましては、第 1 回阿波市議会定例会日割り表に基づいて委員会を開催され、付託案件について審査されますようお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 0 7 分 休憩

午後 2 時 0 9 分 再開

○議長（江澤信明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま市長から追加議案として、お手元に配付のとおり、議案第 2 8 号阿波市国民健康保険税条例の一部改正についての条例案件 1 件が提出されました。

お諮りいたします。

以上 1 件を日程に追加し、追加日程第 1 を直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江澤信明君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

~~~~~

**追加日程第 1 議案第 2 8 号 阿波市国民健康保険税条例の一部改正について**

○議長（江澤信明君） 追加日程第 1、議案第 2 8 号阿波市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

藤井市長。

○市長（藤井正助君） 議長の許可をいただきましたので、本日追加提案いたしております議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

追加提案しております議案第 2 8 号阿波市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、国民健康保険の運営主体が平成 3 0 年度から県へ移管されることに伴いまして、条例の一部改正を行うものでございます。

この後、議案内容の詳細につきましては担当部長より説明させていただきますので、十分ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（江澤信明君） 説明が終わりました。

次に、提出されております議案について補足説明を求めます。

三浦市民部長。

○市民部長（三浦康雄君） 議長の許可をいただきましたので、議案第 2 8 号について補足説明をさせていただきます。

議案第 2 8 号阿波市国民健康保険税条例の一部改正について。

阿波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月16日提出、阿波市長。

これまで国民健康保険の運営主体は市町村が行ってございましたけれども、平成30年度から都道府県へ移管されることとなりました。本市の国民健康保険税については、市が被保険者から徴収し、納付金として県へ納付することになります。県が示した納付金の額をもとに本市で試算した結果、現行の税率を改正する必要があるため、今回国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正点としては、県が示した標準税率を参考に、本市の特性を考慮しながら税率等を改正するものでございます。

なお、施行日は平成30年4月1日でございます。

以上、議案第28号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（江澤信明君） 補足説明が終わりました。

これより追加日程第1、議案第28号阿波市国民健康保険税条例の一部改正についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江澤信明君） 質疑なしと認めます。

これで議案第28号に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第28号については、会議規則第37条第1項の規定により、総務常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、19日は休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江澤信明君） ご異議なしと認めます。よって、19日は休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告いたします。

21日午前10時から総務常任委員会、22日午前10時から文教厚生常任委員会、2

3日午前10時から産業建設常任委員会です。

なお、次回の本議会は2月27日午前10時再開といたします。

本日はこれをもって散会といたします。

午後2時14分 散会